

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）についての取り組み

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、一般事業主行動計画を次のとおり定めています。

女性活躍推進に関する一般事業主行動計画

当社の課題

- (1) 管理職に占める女性の割合が低い
- (2) 多様な人材が活躍できる仕組みが十分に整っていない

計画期間

2019年5月～2018年3月31日

目標 1

女性管理職比率を7%以上にする

(※厚労省発表「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」より、化学工業…6.9%)

取組内容

2019年5月～

- ・ 女性社員のキャリアをサポートしていくため、成長段階に合わせた教育研修を実施する
- ・ 管理職候補者を選定し、個別の育成計画を策定し、計画的にキャリア形成を行う

目標 2

男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることを目的とした制度を整備する

取組内容

2019年5月～

- ・ 柔軟な働き方を支援するための制度（在宅勤務制度、休職中の自己啓発支援等）を導入する
- ・ 管理職を対象としたセミナーを実施し、ダイバーシティ推進の理解を深め、諸制度（育休、子の看護休暇等）の利用を促進する